

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)
地域名 (地域内農業集落名)	口吉川町 (殿畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日、令和6年9月27日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地勢 殿畑地区は美囊川の北で、東西に日当たりのよい農地が開けている。
・水利はため池によるが、東播用水の給水により安定した灌漑ができるようになっている。
・遊休農地は、山の中にあるが、その率は低い。
・2020年の65歳以上の人口率は、約40%、2025年には47%になると予想され、高齢化が進んでいる。
・農業従事者の年齢は徐々に高くなっており、後継者の不足、世代交代が課題となっている。
・水稻は、契約栽培の山田錦を中心に保有米としてキヌヒカリが栽培されている。
・集落内の農家戸数は、45戸で専業農家は無く、オール兼業農家である。そのうち、販売農家は33戸、自給的農家は12戸である。
・販売農家の内、5戸は自己完結型的水稻経営を行っている。
・28戸の農家は、平成8年3月に基幹作業を受託するサービス事業体「殿畑営農組合(任意組合)」を設立している。組合員の農地を管理するのに必要な農業機械・施設を装備し(トラクタ、田植え機、直播機、コンバイン、ミニライスセンター、黒大豆栽培、枝豆収穫・調製用農機具一式、農機具格納庫等)組合員農家の農業生産支援を行っている。
・営農組合は、組合員の所有する水田の利用調整も行い、効率化のため作付けの団地化を行っている。
・山田錦の作付けできない水田を借上げ、丹波黒豆の団地化栽培(2.6ha)、黒枝豆(0.7ha)を栽培している。
・青山地区の農地(約1.7ha)については、現在、揚水ポンプが故障し、用水確保ができず、耕作できなくなっている。また、野猪の被害も著しいため、農家の生産意欲が低下している。そのため、今回の計画からは外すこととする。今後、意欲ある担い手が耕作を希望する場合は、地域計画を見直すこととする。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・殿畑集落は山田錦の特A地区であり、今後も土壌分析に基づく、牛糞堆肥による土づくりと基本栽培技術・生育に合わせた栽培管理に努め、実需者の求める高品質山田錦の契約栽培を継続する。
・農地の有効利用と合わせ、丹波黒大豆の栽培を継続し、地域特産物として定着を図る。
また、市、JA兵庫みらいの振興作物である黒枝豆の生産安定と産地化を進める。
・殿畑営農組合は、平成20年から省力化、粒張りの良い山田錦の生産をめざし、直播栽培に取り組んでいる。
・高齢化による施肥作業の軽労化・省力化・コストダウンを図るため、被覆肥料を使う農家が増えている。しかし、
①マイクロプラスチックによる環境負荷問題への対応が求められる。
②温暖化の影響を受け、水温が高くなり、想定している肥料の溶出パターンより早まり、最後に肥切れがおきている。
③夏の暑い中の施肥(穂肥)作業は、重労働であり、省力化・軽労化が望まれる。
さらに、これまで通常の防除で問題にならなかったイネカメムシなどによる被害が懸念される。
これらの課題に対応するため、営農組合は、令和5年度にドローンを導入し、適期防除の実施。環境負荷をかけない慣行の肥料を使った分施肥体系に戻している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手の見つからない農地が増えてくる10年後に向け、殿畑営農組合で、主たる従事者だけが、苦勞しない緩やかな法人化と農地の集積を検討する。
・殿畑営農組合では、約20年前から山田錦・黒大豆・黒枝豆の栽培を団地化し、作業の効率化、連作障害回避のため、ブロックローテーションによる栽培に取り組んでおり、今後も営農組合が主体になり、栽培の団地化、作業の集積を継続していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地の集約化、作業の集約化、団地化作業の効率化を図るため、農地中間管理機構の事業活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・平成6～9年度にかけ、農地整備事業(経営体育成型)により、基盤整備を実施し、30a区画を基準に地形に合わせて、整備されている。
・しかし、今後、高齢化が進むとともに、オペレーター確保が困難になってくることが予想される。
・それらを踏まえ、農機具の大型化、ドローン、リモコン草刈り機等スマート農業技術を活用した、効率的な農作業体系の確立が求められる。
・それら、スマート農業技術を最大限に活用するためには、①区画の大型化、②畦法面の傾斜を少なくする。③パイプラインの更新等ほ場の条件整備が不可欠である。
・そのため、農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業を検討する。(農地中間管理事業)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・殿畑地区で就農を希望する人を受け入れる体制を殿畑営農組合内に整備する。
・三木市、JA兵庫みらい、加西農業改良普及センターと連携し、就農希望者に関する情報交換を密にする。
・殿畑営農組合(サービス事業体)が作業を受託し、家族経営でも損をしない農業を支援する。
・各農家は営農意欲を維持し、老若男女みんなができる仕事をし、殿畑の農地を次の世代に引き継いでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・殿畑営農組合が、水稻栽培に係るほとんどの作業(耕うん、代掻き、育苗、直播、田植え、施肥、防除、刈取り、乾燥・調製、出荷)を受託し、個人経営を支える。
・組合員でない農家が作業を委託する場合は、JA兵庫みらいアグリサポートと連携する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・農業者の高齢化、担い手が減少する中で、担い手の育成確保、作業の軽労化、効率的な作農作業実施のため、スマート農業技術を積極的に導入する。
・さらなる高齢化、担い手不足、食料問題等に対応するため、都市住民との交流を検討する。